

伝統的工芸品オンラインショッピングモール《工芸百貨「匠市」》

出店準備等における出店者サポート業務公募について【企画競争】

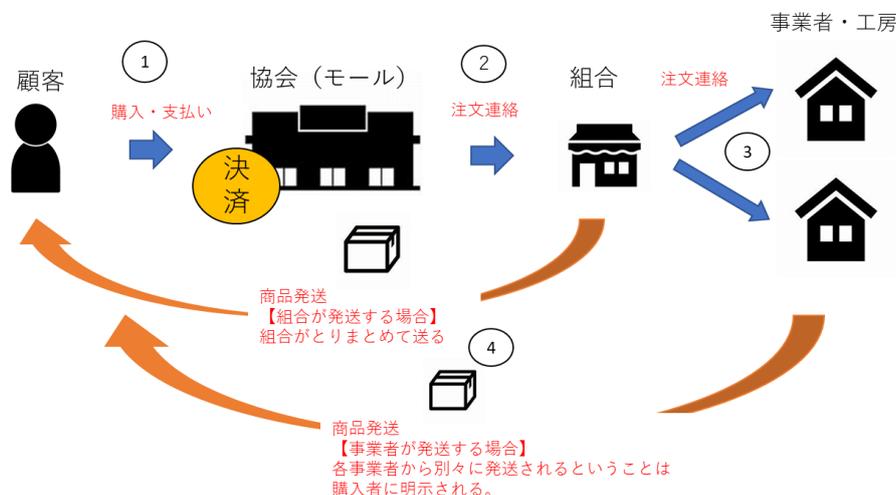
1. 概要

当協会では伝統的工芸品産地の支援の為、また消費者が欲しい伝統的工芸品に簡単に出会えるオンライン上の場を提供する為、伝統的工芸品に特化した常設のオンラインショッピングモール構築を進めております（以下「本サイト」とする）。つきましてはこの度構築した本サイト出店予定者に対して、出店に関する説明会等を含む各出店者のレベルに応じた出店準備等のサポートを行って頂ける受託先を募集いたします。ご希望の方は、下記の公募内容をご覧の上、書類の提出をお願いいたします。※オンラインショッピングモール構築自体の公募ではありませんのでご注意ください。

2. オンラインショッピングモールについての概要

1) 基本仕様

- ・本サイトの出店者は国指定伝統的工芸品の産地組合（最大で約 240 程度）となることを想定
※240 店程度が一度に参加するのではなく、徐々に参加者が増えていくことを想定
- ・フルスクラッチにて独自のオンラインショッピングモールを制作中。本サイト自体の保守・管理及びモールへの問い合わせに関しては当協会が行う。また、決済及び返金処理、振込処理も決済代行システム（決済代行会社：Stripe 社）を使用して当協会が各出店者に代わり一括で行う。売上は締め支払い日を定めて 1 か月分をまとめて出店者へ振込む。出店者は自店舗に関する各種情報の登録及び顧客対応を行う。現在想定している当協会と出店者との役割分担の詳細は 2) を参照。
- ・通常の注文フローは下記図を参照。出店者に対して製造元である製造業者（工房等）が紐づき、各製造元への連絡が可能となる仕組みにて構築中。複数の製造業者が参加を希望し、管理運営を組合が製造業者に一任する場合は、その中の 1 つの製造業者が他を取りまとめる場合もある。



- ・ 基本的なシステムに関するマニュアルは本サイト構築業務委託会社により作成予定（システム完成が6月末なので、6月末より段階的に納品予定）。
- ・ システム自体の完成は2021年6月末予定（その後、テスト及び修正等を実施し、出店準備の登録作業は8月頭より可能）
- ・ 販売の対象は国内のみ。

2) 出店に伴い出店者が担う主な役割について

※出店者は出品して終わりではなく、本サイト内にお店を持ち運営するイメージ。運営において一部業務に関しては、実際の作業自体は出店者に紐づく事業者が実施するものもあり（例：商品発送）

①店舗及び製造元に関する必要な基本情報の登録

（出店申請、店舗紹介用テキスト作成及び店舗情報登録、製造元情報の登録）

②商品情報登録

（商品情報及び紹介テキストの作成と登録、商品写真の用意と登録）

③注文及び顧客対応

（商品等に対する問い合わせ対応、注文に対する顧客とのやり取り含めた注文対応、商品発送、返品交換やキャンセル対応など）

④必要に応じた登録商品の入替

⑤商品在庫の管理

※下記はモール運営者側（＝当協会）にて実施する。

サイト自体の保守管理、決済（決済代行システム使用）、返金処理、売上振込、特集ページの作成、本サイト自体への顧客からの問い合わせ対応等

3) 出店者のITリテラシーについて

出店者には自身のHPや他サイトにてオンラインでの販売を経験している方から、全く今までオンライン販売を行ったこともなくWEBに対して苦手意識がある方まで幅広く参加することを想定している。（後者の方が大多数であることが予想される）

3. 業務内容について

1) 業務内容

下記項目のサポートを実施するにあたり、委託業者には決定後～業務実施までに本サイトの目的及び仕組みをご理解頂くものとし、各種セミナーでの詳細な実施内容は当協会と協議の上で決定するものとする。セミナー及び説明会は1回ですべての内容を網羅するものだと出店者への負担が大きい為、導入・出店準備（出店前の登録関係のみに関して）・店舗運営（実際の注文や顧客対応等について）の3つに分けて実施する。各種説明資料の作成も業務に含む（システ

ムの作業マニュアルは構築会社により作成したものを当方より提供)

※各種セミナー及び説明会はオンライン参加も出来るものとする。また、そのうち1回分のセミナー動画を納品すること。

①導入セミナーの実施

希望する産地組合対象に、オンラインでの販売について利点及び本サイトの有用性を含む本サイトがどのようなものなのか等に関する説明会を実施し、出店検討者のオンライン販売での抵抗感を緩和し、より多くが参加を希望してくれるように促す。

※日本全国7箇所（北海道及び東北、関東甲信越、東海及び北陸、近畿、中国及び四国、九州、沖縄）にてセミナー実施

②導入セミナー（上記①）を受けての出店希望者調査アンケートの実施と集計

アンケート内容は当協会と協議の上作成、希望の有無を含めITリテラシーを図れる内容とする。本アンケート内で出店を希望すると回答した者に対して③以降の説明会及びサポートを実施する。

③出店希望者に対して出店準備（店舗登録／製造元登録／商品登録等）説明会を実施

1回10産地程度、対面での開催（開催場所は応募者の状況を見て確定）。単なる講義形式の説明だけでなく、実際にその場で店舗登録・製造元登録の一部・商品登録の一部を参加者が手を動かして行うものとする。加えてテキストの書き方や写真の撮り方のポイント等のレクチャーも含む。

④出店準備説明会（上記③）後一定期間の出店に関する問い合わせ事務局の設置と運営セミナーを受けた出店者が独自に出店に関する準備を進める中で、困りごとや質問に対して対応する事務局を設置し運営する。

※電話及びメールにての対応（※対応時間や対応体制を企画書に明記すること）

※予約制の個別レクチャーの実施した場合の1件あたりの単価も別途見積書に記載。

⑤出店準備が整った出店者に対して注文対応などの店舗運営に関する説明会を実施

1回10産地程度。実際の注文対応（キャンセル・返品交換対応含む）や顧客対応に関する出店者のモール上での処理や対応方法に関する説明会を実施する。

※本説明会を受講した出店者から順次一般公開していく予定

⑥（希望者対象）写真撮影代行・テキスト作成代行・登録代行業務

希望者に対してのみ実施する予定。下記に関してそれぞれ単価及びおおよその納期（依頼があったから代行完了までの目安の日数）を記載すること。

- ・写真撮影代行
- ・店舗や商品紹介のテキスト作成代行（ヒアリングをして作成）

- ・店舗や商品紹介のテキストのリライト（出店者が作成したテキストを添削等）
- ・入力登録作業代行（商品情報や店舗及び製造元情報の登録を代行）

⑦各種サポート実施内容に関するレポートの提出（実施完了後）

⑧その他

サポートの中で発生した「よくある困りごと」を Q&A 等の形式で参加者の参考となる資料として作成及び提出

※その他出店者に必要なサポートは積極的に提案すること。

2) 業務内容補足事項

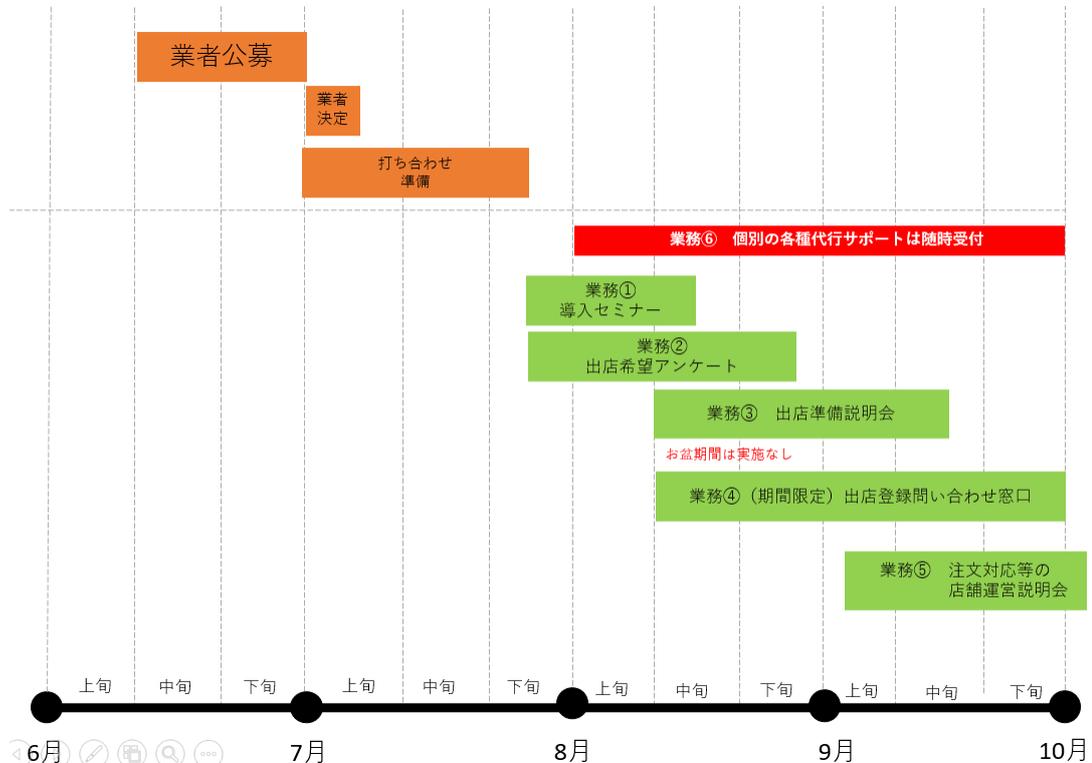
- ・各業務は下記エリア単位・スケジュールにて実施予定。対象実施地域は全国となる為、スケジュール上、全エリア対応が難しい場合はエリアAとエリアBどちらかでの応募も可
- ※詳細開催都市は参加産地により決定する。

<実施エリア区分>

エリアA： 北海道及び東北、関東甲信越、東海及び北陸

エリアB： 近畿、中国及び四国、九州、沖縄

<サポートスケジュール（予定）>



業務①： 1回あたり2時間で全国7箇所（上記各エリア1箇所ずつ）にて実施。
実施期間：3週間（7月下旬～8月中旬予定）。

- 業務② : ①が完了したところから順次実施（7月中旬～8月下旬予定）
- 業務③ : 1回あたり3時間・参加数10産地程度（1産地で複数名参加する場合あり）。
実施期間：4週間（8月中旬～9月中旬予定）全24回（エリアA：12回、エリアB：12回）にて実施。
- 業務④ : 業務③開始時期～業務⑤完了時期迄実施する。
- 業務⑤ : 1回あたり2時間・参加数10産地程度（1産地で複数名参加する場合あり）。
実施期間：4週間（9月上旬～10月上旬予定）全24回（エリアA：12回、エリアB：12回）にて実施。
- 業務⑥ : 業務③開始時期～業務⑤完了時期迄で、要望があった際順次対応。
- ※各セミナー・説明会の実施回数は参加人数により変動する可能性あり。また、各種期間も参加状況をみて協議のうえで調整する。
- ※提示した実施期間よりも短い期間にて対応可能な場合はその旨ご記載ください。

4. 提出書類

1) 企画書

- ※本件に最適と思われるセミナーの内容や形式があれば提案すること。
- ※その他出店者に必要なサポートは企画書に記載すること。
- ※業務内容④に関しては対応可能時間と人数を明記。

2) 見積書

- ※業務内容⑥は各代行業務に関する単価を記載（単位も明記。例：写真代行 1カット●円）
- ※各種会場手配等の準備（業務③・⑤に関しては1産地1台実際に登録等を行うためのPCの手配を含む）も委託した場合の費用も別途明記
- ※エリアA・B両方対応が可能な場合でも、エリアA・Bそれぞれのみ行った場合の金額も記載すること。

3) 過去の類似実績

4) 会社概要及び直近の収支決算書、実施体制表

5. 提出期限等、応募時の注意点

1) 応募条件

- ・民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと
- ・業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- ・国税及び地方税を滞納していない者であること
- ・国または地方自治体から指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること
- ・契約の相手方として以下①～④の不適当なものに該当しないこと
 - ①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 2) 提出期限 : 2021年7月1日（木）15:00まで
- 3) 提出先 : 下記アドレスへメールにてご応募下さい。
kikaku@kougei.or.jp
- 5) その他 : ご質問等のお問合せはメールにてお願い致します。
応募状況によってはプレゼン会を実施する場合があります。
- 4) 問い合わせ先 : 一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会 企画部（勝田）
〒107-0052 東京都港区赤坂8-1-22
TEL 03-5785-1001 / FAX 03-5785-1002
メール kikaku@kougei.or.jp